

令和5年8月6日執行埼玉県知事選挙 臨時啓発事業計画

(令和5年7月19日現在)

○啓発キャラクターの採用

番号	事業の種類	事業の内容
1	啓発キャラクターを起用した啓発	啓発イメージキャラクターに「ハローキティ」を起用し、各種媒体で投票を呼び掛ける。 媒体:ポスター、チラシ、啓発動画(テレビ、電車内動画広告、YouTube、LINE、シネマ広告、ABEMA、TVer広告)、J・ADビジョン、ファミリーレストランテーブルステッカー、さいたまスーパーアリーナ壁面広告、啓発資材等

○投票しやすい環境の整備を目的とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
2	一部の期日前投票所における混雑状況のリアルタイム配信	県内(一部投票所を除く。)の期日前投票所におけるリアルタイムの混雑状況をインターネット上で配信する。 期間:期日前投票期間中
3	過去の選挙における投票所及び期日前投票所の混雑状況の掲載	過去の埼玉県知事選挙における投票所及び期日前投票所の混雑状況を特設ホームページ上に掲載する。 ・ 前回の知事選の期日前投票における日別投票者数(投票所別) ・ 前回の知事選の当日投票における時間別投票者数(全体)

○主に若者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
4	高等学校及び大学等における啓発	県内高等学校及び大学等に啓発ポスターやチラシを配布し、高校生、大学生等に対して、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:投票日まで (2)場所:高等学校、大学、短大及び専門学校等
5	選挙カレッジ生による街頭啓発	選挙カレッジ生が街頭啓発を実施し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月30日(日) (2)場所:大宮駅
6	選挙カレッジ生による啓発動画	選挙カレッジ生が啓発イメージキャラクターとともに、ワンフレーズで投票に行くことを呼び掛ける。 (1)期間:投票日まで (2)場所:YouTube、県選挙管理委員会SNS等
7	インターネットによる啓発	特設ホームページを作成し、選挙公報、期日前投票所や投票日の情報を提供する。 また、投票日当日の投開票速報を実施する。
8	Twitterによる啓発	県選挙管理委員会の運営するTwitterにより、選挙カレッジ生と協力して、埼玉県に愛着を感じてもらえる投稿や、投票日の周知、投票参加の呼び掛け投稿を行う。 期間:7月20日から8月6日(投票日)までの18日間
9	Youtube「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが)」での啓発動画放映	Youtube「埼玉県公式チャンネル(サイタマどうが)」で啓発動画を放映し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 期間:8月6日(投票日)まで
10	YouTubeインストリーム広告	YouTubeインストリーム広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間
11	LINE広告	LINE広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間:7月24日から8月6日(投票日)までの14日間
12	TVer広告 【新規】	TVer広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間
13	ABEMA Ads 【新規】	ABEMA Adsを利用した啓発動画の放映を行う。 期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間

○主に通勤・通学者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
14	電車内動画広告による啓発	電車内の動画広告を実施し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月31日から8月6日(投票日)までの7日間 ※ 鉄道により掲出期間が異なることがあります。 (2)掲出路線:JR(京浜東北線・埼京線)、西武鉄道(西武池袋線・西武新宿線)、埼玉高速鉄道

15	自動改札ステッカー広告による啓発	県内主要駅の自動改札にステッカー広告を掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)まで ※ 駅により掲出期間が異なることがあります。 (2)掲出駅:県内主要駅
16	県内主要駅における啓発ポスターの掲出	県内主要駅に駅貼りポスターを掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月24日から8月6日(投票日)まで ※ 駅により掲出期間が異なることがあります。 (2)掲出駅:県内主要駅(JR、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、及びつくばエクスプレス)
17	さいたまスーパーアリーナ壁面広告	線路に面したさいたまスーパーアリーナの壁面に横断幕を掲出し、電車内の乗客に投票日の周知を図る。 期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間
18	電車内・駅構内放送による啓発	県内鉄道各社に協力を依頼し、電車内及び駅構内の放送により、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:8月6日(投票日)まで (2)実施事業社:東武鉄道、秩父鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通
19	J・ADビジョンによる啓発	駅のJ・ADビジョンを掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月24日から8月6日(投票日)までの14日間 (2)掲出駅:大宮駅、浦和駅

○全有権者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
20	啓発用ポスターの掲出	県・市区町村庁舎等に選挙啓発用ポスターを掲出し、選挙期日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:8月6日(投票日)まで (2)作成枚数:7,870枚
21	不在者投票指定施設における啓発ポスターの掲出	不在者投票指定施設に啓発ポスターを掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 期間:8月6日(投票日)まで
22	啓発用チラシの作成・配布	市町村窓口等において選挙啓発用チラシを配布し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:8月6日(投票日)まで (2)作成枚数:105,000枚
23	電子チラシ広告	電子チラシ配信サービス「Shufoo!」に「埼玉県知事選挙における啓発用チラシ」電子版を掲出することにより、埼玉県知事選挙の投票日の周知及び投票参加を呼び掛ける。 期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間
24	啓発資材の作成・配布	街頭及び市町村窓口等において啓発資材を配布し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)うちわ 作成数:80,000個 (2)入浴剤 作成数:98,000個 (3)除菌ウェット 作成数:107,000個
25	県内劇場における啓発	県内劇場で上映前にCMを配信する(ムービー広告)。 (1)期間:7月28日から8月6日(投票日)までの10日間 (2)劇場数:県内7劇場
26	テレビスポット放送	テレビスポット放送(15秒CM)を実施し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間 (2)放送局:テレビ埼玉 (3)放送回数:140回
27	ラジオスポット放送	ラジオスポット放送(20秒CM)を実施し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間 (2)放送局:エフエムナックファイブ(NACK5) (3)放送回数:100回
28	コンビニレジ画面広告	県内のファミリーマート及びローソンのレジ画面等に広告を掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:ファミリーマート7月25日から8月5日、ローソン7月25日から8月6日(投票日) (2)掲出店:ファミリーマート(レジ画面広告765店舗、放送470店舗)、ローソン652店舗 ※ 店舗数は前後することがあります。
29	大型ビジョンによる啓発	大型ビジョンに動画広告を掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 場所及び期間:大宮、川口及び川越:7月31日から8月6日(投票日)までの7日間 さいたま新都心:8月1日から8月6日(投票日)までの6日間
30	懸垂幕の掲出	県庁や地域機関に懸垂幕を掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間 (2)掲出場所:県庁・地方庁舎・合同庁舎

31	ファミリーレストランにおけるテーブルステッカーの配置	県内のファミリーレストランにテーブルステッカーを配置し、利用者に投票日等の周知を行う。 (1)実施場所: 県内スカイラーク系列のファミリーレストラン(190店舗) (2)期 間: 7月20日(告示日)から8月6日(投票日)までの18日間
32	県内金融機関における啓発	県内金融機関に啓発ポスターを掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間: 8月6日(投票日)まで (2)実施金融機関: 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行
33	県内百貨店や大型店舗における啓発	啓発ポスターの掲出により、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間: 8月6日(投票日)まで (2)依頼先: まるひろ、八木橋、伊勢丹、そごう、西武百貨店、イオン
34	プロスポーツの試合会場における啓発	NACK5スタジアム大宮で行われる大宮アルディージャの試合当日、大型電光掲示板等により、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。
35	公営競技場の場内放送等による啓発	公営競技場の場内放送等により、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間: 8月6日(投票日)まで (2)場所: 戸田競艇場、浦和競馬場、大宮競輪場、川口オートレース場、西武園競輪場
36	民間企業に対する投票参加の呼び掛け	民間企業団体を通じ、各会員企業の店舗に啓発ポスターやチラシを配布し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 また、各企業の店舗に啓発チラシを配布し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間: 8月6日(投票日)まで (2)依頼先: 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会等

○県の広報媒体を活用した事業

番号	事業の種類	事業の内容
37	県広報紙による啓発	県広報紙(彩の国だより)により、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 掲載号: 7月号
38	県広報番組等による啓発	県広報を活用し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)朝情報★埼玉 (2)いまドキッ! 埼玉 (3)データ放送「各課フリー枠」
39	庁内放送による啓発	作成した啓発放送音源を庁内放送で流すことにより、職員と来庁者に投票参加を呼び掛ける。 実施時期: 7月20日(告示日)から8月4日(投票日2日前)まで
40	県公式SNSによる啓発	県公式のFacebook、Twitter及びLINEを活用し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。

○視覚障害者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
41	「選挙のお知らせ」(選挙公報点訳版)の配布	目の不自由な方、視覚障害者団体及び市区町村選挙管理委員会に「選挙のお知らせ」(選挙公報点訳版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を図る。
42	「選挙のお知らせ」(選挙公報音訳版)の配布	目の不自由な方、視覚障害者団体及び市区町村選挙管理委員会に「選挙のお知らせ」(選挙公報音訳版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を図る。
43	「選挙のお知らせ」(選挙公報拡大文字版)の配布	目の不自由な方、視覚障害者団体に「選挙のお知らせ」(選挙公報拡大文字版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を図る。
44	点字版「入場券」お知らせシールの作成・配布	目の不自由な方に配布する投票所入場券に貼付するため、点字によるお知らせシールを作成し、市区町村選挙管理委員会に配布する。

○明るい選挙を呼び掛ける事業

番号	事業の種類	事業の内容
45	要望書の交付	候補者に要望書を交付し、明るい選挙を呼び掛ける。
46	委員長談話の発表	告示日、投票日に委員長談話を発表し、明るい選挙の実現及び投票参加を呼び掛ける。 実施時期: 7月20日(告示日)及び8月6日(投票日)

※本計画は、変更となる場合もありますので、御了承ください。